

## 適用条件

対象業種	投下資本額※1		
	大企業	中小企業	小規模企業
製造業、自然科学研究所	3億円以上	5,000万円以上	3,000万円以上
情報通信業、卸売業・小売業※2	5,000万円以上		

※1 投下資本額は、事業所の新設、移設、または増設に伴って市内に取得した土地、家屋及び償却資産の合計額です。賃貸に係る費用や既存施設の解体費用は投下資本額には含まれません。

※2 卸売業・小売業は東名厚木IC周辺地区、本厚木駅周辺地区に限ります。

令和8年3月31日までに厚木市内で事業所を新設、移設または増設し、事業を開始することが必要です。なお、賃貸の場合、20年以上の賃貸借契約を締結していることを要件とします。

## 奨励措置の内容

地区	立地場所	期間	産業の種類	税制優遇	奨励金（上限）
特定誘致地区	1 東名厚木IC周辺地区 2 本厚木駅周辺地区 3 森の里及び周辺地区 4 内陸工業団地 5 厚木流通団地 6 酒井土地区画整理事業用地	1～5年目	<b>戦略産業※</b> ①環境 ②エネルギー ③医療福祉 ④防災 ⑤食品 ⑥流通 ⑦情報の関連産業	<b>課税免除</b>	<b>大企業 1億円</b> 立地に係る投下資本額の3%に相当する額 <b>中小企業 小規模企業 5,000万円</b> 立地に係る投下資本額の13%に相当する額
	7 長谷厚木流通センター周辺地区 8 尼寺工業団地周辺地区	1～2年目 3～5年目	戦略産業以外の製造業等	<b>課税免除</b>	
	特定誘致地区以外の市内全域 ① 市内で3年以上継続して事業を行っていること。 または ② 立地する土地の敷地面積が3,000㎡以上(情報通信業は1,000㎡以上)であること。	1～5年目	1 戦略産業及び戦略産業以外の製造業 2 情報通信業 3 卸売・小売業(東名厚木IC周辺地区及び本厚木駅周辺地区に限る) 4 自然科学研究所	<b>不均一課税1/5に軽減</b> 固定資産税(0.28/100) 都市計画税(0.04/100)  通常税率は、 固定資産税1.4/100 都市計画税0.2/100です。	<b>中小企業 小規模企業 5,000万円</b> 立地に係る投下資本額の10%に相当する額

※ **戦略産業**とは、地域経済への波及効果が大きく、市民の雇用機会の拡大や本市の産業の活性化のため重点的に誘致を図る7つの産業分野です。詳細は、担当までお問合せください。

## その他の奨励措置

### (1) ロボット産業奨励金

**大企業 500万円 中小企業等 250万円**

### (2) 本社機能奨励金

**大企業 500万円 中小企業等 250万円**

### (3) 雇用奨励金

**一人当たり 40万円 最大 1,000万円**

### (4) 産業用地創出奨励金

**前年度の固定資産税等相当額を補助**

## 手続の流れ

- 1 事前相談
- 2 立地(操業開始)6カ月前までに立地計画書を提出
- 3 立地後、3カ月以内の奨励措置申請書を提出
- 4 産業振興推進委員会への付議
- 5 奨励措置の決定
- 6 翌年度から税制優遇措置の適用立地(戦略産業)奨励金の交付